

令和 5 年度（2023 年度）主な事業について

1 プラスチック使用製品の一括回収の実施

(1) 理由

プラスチック資源循環促進法が令和 4 年（2022 年）4 月 1 日に施行されたことに伴い、自治体は令和 5 年度（2023 年度）よりプラスチック製容器包装とプラスチック使用製品を一括で回収することが可能となり、本市においてもプラスチック使用製品の一括回収を実施する。

(2) 実施時期

令和 5 年（2023 年）10 月 1 日～

(3) プラスチック使用製品の一括回収に伴う効果

プラスチック製容器包装とプラスチック使用製品の混同が解消される。

現在焼却処理しているプラスチック使用製品が資源化されることで、市民一人あたりの家庭系ごみの減量が期待できる。

(4) 啓発

適切な資源化を周知・徹底する必要があるため、プラスチックに特化した分別収集手引きを作成し、10 月以降のごみ指定袋の配布に併せて同時配布する。また、リチウムイオン電池等の小型充電式電池が混入しないよう情報媒体を活用した啓発に努める。



2 「ボトル t o ボトル」の普及啓発

(1) 理由

使用済みペットボトルを回収し、再びペットボトルとして再利用する「ボトル t o ボトル」を実施するため、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社とペットボトル資源循環リサイクルに関する協定を締結したものの。

(2) 「ボトル t o ボトル」の実施に伴う効果

従来のリサイクル方法は、品質の低下を伴うカスケードリサイクル¹であったが、「ボトル t o ボトル」を実施することで、新たな石油由来原料を使用せず、

¹ カスケードリサイクルとは、リサイクルすることによって元の製品には戻らず、品質の低下を伴うリサイクルのことをいう。

何度もペットボトルとして国内循環が可能となる。また、ペットボトル1本当たりのCO₂排出量を60%削減することが可能となり、環境への負荷が少ないリサイクルを実施することができる。

(3) 啓発

ペットボトルの引渡しは令和6年（2024年）4月からとなるが、令和5年（2023年）東海秋まつり消費者広場より啓発活動を始動し、将来的期には、環境学習を含め市内小中学校への出前講座の実施を検討したい。

今年度中に予定している啓発内容は以下のとおりです。

| No | 項目 | 備考 |
|----|---------------|-----------------|
| 1 | 市民向け啓発チラシ | イベント時に配布、店舗への掲示 |
| 2 | 地球温暖化防止パネルの設置 | イベント時に設置 |

(イメージ)



(イメージ)



【ストップ温暖化パネル】



【ボトルtoボトル事業紹介】



【はらぺこペットタワー】



【地球温暖化防止パネル展（全体）】